

FACTL 業務部発行
2021年1月20日

お客様各位

FACTL NEWS

輸入貨物のお引き取りに関する弊社からのお願い

平素は弊社保税蔵置場業務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、輸入貨物のチャーター便での搬出につきまして、一部、ルールが守られていない状況がございます。

つきましては、以下内容をご確認いただき、貴社関係者（協力会社様等）の皆様へご周知いただくとともに、ルールを順守して頂きますよう、お願い申し上げます。

1.チャーター便貨物の引き取りに関する本来のルール（2018年2月21日以降のルール）

- ①トラック待機場場にトラック（必要な台数）が待機していること
- ②複数台のトラックが必要な場合であっても、一度に全量を積み込むこと
（必要なトラック台数を同じ時間帯にご準備ください）
- ③搬出された貨物は、速やかにトラックへ積み込むこと

2.チャーター便貨物の引き取りに関するルールが守られていない状況

- ①1件の貨物を複数台のトラックにてお引き取りされる際、1台目と2台目以降のトラックの接車時間に大幅な時間差があること
*例：午前中の早い時間帯に1台目のトラックで引き取られたが、2台目以降が午後となるケース
- ②複数件の貨物を搬出かつ複数台のトラックにてお引き取りされる際、1台目と2台目以降のトラックの接車時間に大幅な時間差があること
*例：3件搬出した場合、午前中の早い時間帯に1台目のトラックへ2件を積み込み、午後に2台目のトラックへ残り1件を積み込むケース

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解ならびにご協力の程よろしくお願い申し上げます。